

# 北千葉広域水道企業団建設工事等最低制限価格制度試行実施要領

平成 26 年 6 月 20 日 制定

最終改正令和元年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北千葉広域水道企業団が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設ける場合に関し、北千葉広域水道企業団建設工事等契約事務取扱要綱第 1 2 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第 2 条 工事又は製造の請負（以下「工事等」という。予定価格 5 千万円以上の工事等を除く。）に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1 円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額）に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあつては 100 分の 92 を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 100 分の 75 を乗じて得た額とする。）から千円未満を切り捨てたものに 100 分の 110 を乗じて得た額を基準として設けるものとする。なお、算出にあつては別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に 100 分の 97 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に 100 分の 55 を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に 100 分の 92 を乗じて得た額から入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 6 月 20 日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月13日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

## 別表

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等